

24年6月、決算総会で承認をいただいた **公益法人移行後の定款案** に多少変更が入ります。

(参考資料) 公益社団法人日本ビリヤード協会 定款の変更の案 新旧対照表 平成25年5月22日版

新	旧 (平成23年3月)	修正箇所
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人日本ビリヤード協会 (英文名 NIPPON BILLIARD ASSOCIATION、略称「NB A」) と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。 2. この法人は、<u>理事会の決議によって</u>従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、我が国におけるビリヤード界を統轄し代表する団体として、ビリヤードの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ビリヤードの普及及び指導 (2) ビリヤードの全国的競技会、国際的競技会及びその他の競技会の開催並びに国際競技会への選手派遣 (3) ビリヤードに関する段級位の審査及び認定 (4) ビリヤードに関する指導員及び審判員の養成及び資格の認定 (5) ビリヤード競技規則の制定並びに記録の公認及び世界記録の申請 (6) ビリヤード競技会に必要な施設及び用具の検定</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人日本ビリヤード協会 (英文名 NIPPON BILLIARD ASSOCIATION、略称「NB A」) と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。 2. この法人は、<u>総会の決議を経て</u>、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、我が国におけるビリヤード界を統轄し代表する団体として、ビリヤードの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ビリヤードの普及及び指導 (2) ビリヤードの全国的競技会、国際的競技会及びその他の競技会の開催並びに国際競技会への選手派遣 (3) ビリヤードに関する段級位の審査及び認定 (4) ビリヤードに関する指導員及び審判員の養成及び資格の認定 (5) ビリヤード競技規則の制定並びに記録の公認及び世界記録の申請 (6) ビリヤード競技会に必要な施設及び用具の検定</p>	<p>○</p> <p>○</p>



<p>(2) 賛助会員 別に定める賛助会員規程による。  (3) 名誉会員 入会金及び年会費を納めることを必要と<u>しない</u>。  (4) C S 会員 別に定める CS 会員規程による。</p> <p>(入会金及び会費の負担)  第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、<u>会員は、前条で定める額を支払う義務を負う。</u>  2. 前項に係わらず、相当の理由のある場合は理事会及び総会の決議を経て、入会金及び会費を免除することができる。  3. <u>会員が会費を滞納した時は、会員資格を停止する。ただし、滞納していた会費を納入した場合は、その時点で資格の停止を解除する。</u></p>	<p>(2) 賛助会員 別に定める賛助会員規程による  (3) 名誉会員 入会金及び年会費を納めることを必要と<u>しない</u>  (4) C S 会員 別に定める CS 会員規程による</p> <p>(入会金及び会費の負担)  第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、<u>支払う義務を負う。</u>  2. 前項に係わらず、相当の理由のある場合は理事会及び総会の決議を経て、入会金及び会費を免除することができる。</p>	<p>○ ○ ○</p>
<p>(任意退会)  第 9 条 <u>会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</u></p>	<p>(会員資格の喪失及び停止)  第 9 条 <u>会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。</u>  (1) <u>退会したとき</u>  (2) <u>成年被後見人又は破産の宣告を受けたとき</u>  (3) <u>死亡もしくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき</u>  (4) <u>除名されたとき</u>  2. <u>会員が会費を滞納した時は、会員資格を停止する。ただし、会費を納入した場合は、その時点で資格の停止を解除する。</u></p>	<p>○ ○ ○</p>
<p>(除名)  第 10 条 <u>会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</u>  (1) <u>この定款その他の規則に違反したとき。</u>  (2) <u>この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</u>  (3) <u>その他除名すべき正当な事由があるとき。</u></p>	<p>(除名)  第 10 条 <u>会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員現在数議決権の 3 分の 2 以上の多数による総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</u>  (1) <u>この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき</u>  (2) <u>この法人の会員としての義務に違反したとき</u>  (3) <u>会費を 2 年以上滞納したとき</u></p>	<p>○</p>
<p>(会員資格の喪失)</p>	<p>(退会)</p>	<p>○</p>

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、分担金その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費、分担金その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、第5条第1項第1号の正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録及び貸借対照表についての事項

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(招集及び開催)

第15条 通常総会は、毎年1回理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3. 前項のほか正会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事

○

○

○

<p>2. <u>総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</u></p>	<p><u>項、日時及び場所を記載した書面をもって、通知する。</u></p>	
<p>(議長) 第17条 <u>総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。</u></p>	<p>(議長) 第16条 <u>総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。</u></p>	○
<p>(議決権) 第18条 <u>総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</u></p>	<p>(議決権) 第17条 <u>総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</u></p>	○
<p>(決議) 第19条 <u>総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(決議) 第18条 <u>総会は、正会員の現在数の2分の1以上の者の出席がなければその議事を開き決議することが</u></p>	○
<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>	<p><u>できない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。</u></p>	
<p>(1) <u>会員の除名</u></p>	<p>2. <u>総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した正会員の過半数をもつ</u></p>	
<p>(2) <u>監事の解任</u></p>	<p><u>て決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。</u></p>	
<p>(3) <u>定款の変更</u></p>		
<p>(4) <u>解散</u></p>		
<p>(5) <u>その他法令で定められた事項</u></p>		
<p>3. <u>理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u></p>		
<p>(代理人による議決権の行使) 第20条 <u>総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、正会員又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとにこの法人に提出しなければならない。</u></p>		○
<p>2. <u>前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。</u></p>		○
<p>(書面による議決権の行使)</p>		

<p><u>第21条 総会に出席できない正会員は、必要事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出することにより議決権を行使することができる。</u></p>		
<p><u>2. 前項の規定により書面をもって行使した議決権の数は、第19条の規定の適用については出席した正会員の議決権の数に算入する。</u></p>		
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>	<p>○</p>
<p><u>第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>	<p><u>第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p>	
<p><u>2. 議長及び出席した正会員の2名以上が前項の議事録に記名押印する。</u></p>	<p><u>2. 議長及び出席した正会員の2名以上が前項の議事録に記名押印する。</u></p>	<p>○</p>
	<p><u>3. 総会の議事の要領及び決議した事項は、全正会員に通知する。</u></p>	<p>○</p>
<p>第4章 <u>役員等</u></p>	<p>第4章 <u>役員</u></p>	<p>○</p>
<p>(役員)</p>	<p>(役員)</p>	
<p><u>第23条 この法人に、次の役員を置く。</u></p>	<p><u>第20条 この法人に、次の役員を置く。</u></p>	<p>○</p>
<p>(1) 理事 15名以上20名以内</p>	<p>(1) 理事 15名以上20名以内</p>	
<p>(2) 監事 2名以内</p>	<p>(2) 監事 2名以内</p>	
<p><u>2. 理事のうち、理事長1名、副理事長2名以内、専務理事1名を置き、また、常務理事5名以内を置くことができる。</u></p>	<p><u>2. 理事のうち、理事長1名、副理事長2名以内、専務理事1名、常務理事5名以内とする。</u></p>	<p>○</p>
<p><u>3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p>		<p>○</p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任)</p>	
<p><u>第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。</u></p>	<p><u>第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。</u></p>	<p>○</p>
<p><u>2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u></p>	<p><u>2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u></p>	
<p><u>3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	<p><u>3. 前項の理事長をもって法人法第77条に定める代表理事とする。</u></p>	<p>○</p>
<p><u>4. 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理</u></p>	<p><u>4. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	<p>○</p>
	<p><u>5. 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理</u></p>	<p>○</p>

<p>事現在数の3分の1を超えてはならない。  <u>5. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</u></p> <p>(理事の職務及び権限)  <u>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</u>  <u>2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</u>  <u>3. 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(監事の職務及び権限)  <u>第26条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</u>  <u>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>(役員任期)  <u>第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u>  <u>3. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</u></p> <p>(役員解任)</p>	<p>事現在数の3分の1を超えてはならない。  <u>6. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</u></p> <p>(理事の職務及び権限)  <u>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</u>  <u>2. 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。</u></p> <p>(監事の職務及び権限)  <u>第23条 監事は、次に掲げる業務を行う。</u>  <u>(1) 法人の財産の状況及び会計を監査すること</u>  <u>(2) 理事の業務執行状況を監査すること</u>  <u>(3) 財産の状況又は業務の執行について、不整もしくは不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること</u>  <u>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること</u>  <u>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p>(任期)  <u>第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</u>  <u>2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u>  <u>3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、その職務を行なう。</u></p> <p>(解任)</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
---	---	---

<p>第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(総裁、名誉会長及び会長)</p> <p>第30条 この法人に、任意の機関として総裁、名誉会長及び会長を置くことができる。</p> <p>2. 総裁、名誉会長及び会長は、総会の決議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>3. 総裁、名誉会長及び会長は、この法人の業務の重要事項について、理事長の諮問に応え、また、理事会で意見を述べるることができる。</p> <p>第5章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第31条 この法人に理事会を置く。</p>	<p>第25条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の多数の総会決議によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(報酬)</p> <p>第26条 常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。</p> <p>(名誉会長)</p> <p>第27条 この法人に、任意の機関として名誉会長を置くことができる。</p> <p>2. 名誉会長は総会の決議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>3. 名誉会長は、この法人の業務の重要事項について、理事会で意見を述べるることができる。</p> <p>(総裁、会長)</p> <p>第28条 この法人に、任意の機関として総裁及び会長を置くことができる。</p> <p>2. 総裁、会長は総会の決議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>3. 総裁は、この法人を統裁する。</p> <p>4. 会長は、この法人の業務の重要事項について、理事会で意見を述べるることができる。</p> <p>第5章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第29条 この法人に理事会を置く。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
--	--	---







<p>あるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第45条</u> この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第9章 事務局及び委員会</p> <p>(事務局の設置及び職員)</p> <p><u>第46条</u> この法人の事務を処理するため、事務局を設置して必要な職員を置く。</p> <p>2. 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。</p> <p>(委員会)</p> <p><u>第47条</u> この法人は事業の実施にあたり必要のあるときは、委員会を設けることができる。委員会の構成及び運営に必要な事項は理事会で定める。</p> <p>第10章 公告</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第48条</u> この法人の公告は電子公告により行う。</p> <p>2. <u>事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</u></p>	<p>であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第43条</u> この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第9章 事務局及び委員会</p> <p>(事務局の設置及び職員)</p> <p><u>第44条</u> この法人の事務を処理するため、事務局を設置して必要な職員を置く。</p> <p>2. 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。</p> <p>(委員会)</p> <p><u>第45条</u> この法人は事業の実施にあたり必要のあるときは、委員会を設けることができる。委員会の構成及び運営に必要な事項は理事会で定める。</p> <p>10章 公告</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第46条</u> この法人の公告は電子公告により行う。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
---	---	---

<p>第11章 細則</p> <p>(細則)</p> <p>第49条 この定款の施行について必要な<u>細則は理事会において別に定める。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の<u>設立の登記の日から施行する。</u></p> <p>2 この法人の最初の<u>代表理事は高橋一郎、業務執行理事は入交雅道、廣橋興光及び西尾学とする</u></p> <p>3 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u></p>	<p>(細則)</p> <p>第47条 この定款の施行について必要な<u>規程・規則の決議機関は別に定める。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の<u>設立登記の日から施行する。</u></p> <p>2 この法人の最初の<u>代表理事(理事長)は高橋一郎とする。</u></p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
--	--	--